

令和 8 年度 幼稚園入園・保育所入所案内

〔申込受付期間〕

令和 7 年10月14日（火）～令和 7 年11月14日（金）

【主な変更内容】

幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間において、安心して子育てができる環境の実現と、保護者の子育て支援のため、幼稚園預かり保育事業を令和8年度から実施します
「幼稚園預かり保育事業」の詳細は、6 頁からの幼稚園案内をご確認ください

豊 郷 町

目次

1	幼稚園入園・保育所入所の手続きについて.....	- 1 -
2	必要書類.....	- 4 -
3	幼稚園を利用される方へ.....	- 7 -
4	幼稚園の紹介.....	- 8 -
5	幼稚園預かり保育事業について.....	- 8 -
6	保育所を利用される方へ.....	- 11 -
7	保育所保育料徴収金基準額表.....	- 14 -
8	町内の保育所一覧.....	- 15 -

年齢早見表（令和8年度）

年齢	生年月日
0歳児	令和7年4月2日以降
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

問い合わせ先

教育委員会事務局総務課・学校教育課 0749-35-8131

1 幼稚園入園・保育所入所の手続きについて

認定申請・施設利用申込	10月～11月	配布場所にて入園案内等を受け取り、必要書類を整え、下記の窓口にてお申し込みください。 幼稚園 教育委員会事務局総務課・学校教育課 豊郷幼稚園 保育所等 教育委員会事務局総務課・学校教育課 崇徳保育園、愛里保育園 入所申込書等は、正確かつ具体的に記入してください。記載内容が事実と異なり、入所要件を満たさなくなった場合は、退所いただく場合があります。 <u>※ 認定通知は、申請日から30日以内に通知するのが原則ですが、今年度の通知は2月初旬頃となります。</u>
-------------	---------	--

受付期間 令和7年10月14日(火)から令和7年11月14日(金)まで

※ 土曜日、日曜日および祝日を除く、8時30分～17時15分

※ 令和8年4月1日以降、豊郷町に住所を有する児童が対象です。



配布時期 令和7年10月10日(金)からお渡しします。

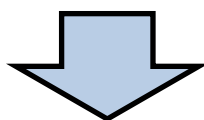
配布場所 教育委員会事務局総務課・学校教育課、豊郷幼稚園、崇徳保育園、愛里保育園

認定 以下の認定を受け、幼稚園・保育所等を利用することになります。認定期間は、1号認定については最長3年の就学前の期間となりますが、2号・3号認定については、毎年申請もしくは現況届の提出が必要です。

1号認定	(幼稚園)	お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合
2号認定	(保育所)	お子さんが満3歳以上の「保育の必要な事由」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合
3号認定	(保育所)	お子さんが満3歳未満の「保育の必要な事由」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合

※ 幼稚園での預かり保育を利用される際には、「新2号認定」が必要になります。

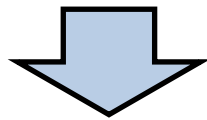
「新2号認定」の詳細については、預かり保育事業のページに記載します。



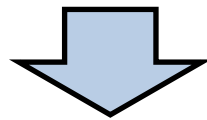
保育の必要な事由（保育所入所希望の方のみ）

※ 同居の親族が児童を保育できる場合は、入所の優先度を調整する場合があります。保護者が家庭で保育できない場合、2号・3号認定対象となります。

- ① 1月当たりの就労時間が概ね60時間以上の労働に従事していること
- ② 妊娠中、出産後間もない期間であること（以下、利用限度期間）
 - ※ 前年度以前から継続して同じ保育所等を利用する継続児童（前2か月、後6か月）
 - ※ 新年度から新たに保育所等を利用する新規児童（前1か月、後2か月）
- ③ 疾病に罹患し、または負傷していること
- ④ 精神または身体に障害を有していること
- ⑤ 長期にわたり同居等の親族を常時介護または看護していること
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に関する作業に従事していること
- ⑦ 求職活動を継続的に行っていること
- ⑧ 就学していること
- ⑨ 児童に対する虐待、DVのおそれがあること
- ⑩ 育児休業を取得する前に既に就学前の児童を監護し、育児休業中に当該監護する児童の保育を行うことが困難な状況にあること
- ⑪ 前各号に掲げる事由に類すると町長が認める状態にあること

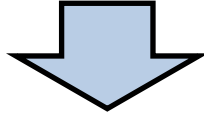


認定審査・ 利用施設の調整	11月～1月	申込書等により、家庭状況等を総合的に判断し、 <u>第1希望から順次、入所児童の認定審査・利用施設の調整を行います。</u> <u>保育所の継続入所を希望された場合でも、審査の結果により、希望どおり入所できない場合があります。</u> 書類内容に不備がある場合は、電話または訪問による確認等の実態調査を行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。
------------------	--------	--



入所決定・認定 証の発送	2月初旬	入所の可否については、保護者あてに認定および入所の可否を通知します。 <u>それ以前のお問い合わせについては、一切お答えできません。</u> <u>※ 施設利用については、認定通知があっても施設に空きがない場合は利用できない場合があります。</u>
-----------------	------	--

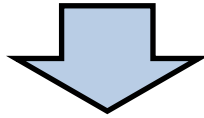
注意 入園・入所決定後に入園・入所を辞退する場合や豊郷町から4月1日までに転出される場合は、教育委員会事務局総務課・学校教育課に必ず申し出てください。
また、入園・入所月の1日以降に辞退または転出された場合は、登園していなくても月の保育料がかかりますので、ご注意ください。



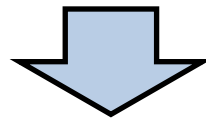
入所説明会等	2～3月	説明会等について、幼稚園・保育所からご案内します。
--------	------	---------------------------

☆年度途中入所の場合

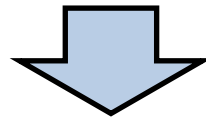
認定申請 施設利用申込	随時	4月入所の場合と同様の提出先となります。入所審査・利用施設の調整に1か月以上要する場合があるため、入所を希望される場合は、速やかに必要書類を整え、申込みをしてください。
----------------	----	--



認定審査・ 利用施設の調整	随時	申込書等により、家庭状況等を総合的に判断し、入所児童の選考を行います。 書類内容に不備がある場合は、電話または訪問による確認等の実態調査を行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。
------------------	----	---



入所決定・ 認定証の発送	随時	入所の可否については、保護者あてに認定および入所の可否を通知します。 <u>※ 施設利用については、認定通知があっても施設に空きがない場合は利用できません。</u>
-----------------	----	---



入所	随時	幼稚園・保育所へご連絡いただき、入所に関する説明を受けてください。
----	----	-----------------------------------

2 必要書類

- ① 幼稚園、保育所入所申込には、下記の書類が必要となります。入園案内の設置場所および申込期間等については、1頁のとおりです。また、令和8年度内に職場復帰される場合は、入所申込をすることができます。
- ② 添付書類については、「保育を必要とする事由」や令和7年1月1日および令和8年1月1日時点での豊郷町の住民登録の有無により異なりますが、世帯単位で必要枚数を揃えてください。
 なお、児童が2名以上の場合は、「保育を必要とする事由」に関する書類（就労証明書等）は父母それぞれ1部ずつでも受け付けます。
- ③ 幼稚園入園希望の場合は①、②のみ提出してください。（預かり保育申請時は別途書類が必要になります。）
 保育所入所希望の場合は①、②に加えて③～⑫のうち必要に応じて対象の添付書類を提出してください。
- ④ ①、②については児童1名につき1枚記入してください。
- ⑤ 保護者とは「父母」、親族とは「同居の祖父母、父母の兄弟姉妹」を指します。場合により同居（同一世帯）ではないこともあります。

◆必ず提出するもの

チェック	番号	提出書類	摘要
☐	①	施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書 （幼稚園入園・保育所入所申込書）	《保護者記入》 幼稚園、保育所を希望される場合は、必ず提出してください。 <u>児童1名につき1枚必要です。</u>
☐	②	児童家庭状況届出書	《保護者記入》 幼稚園、保育所を希望する場合、必ず詳細に記入し提出してください。 <u>児童1名につき1枚必要です。アレルギー等心配なことがある場合、この用紙に記入してください。</u>

◆添付書類

☐	③	就労証明書 （標準様式）	《勤務先等が証明》 保育を必要とする事由が、就労による場合です。保護者のものがが必要です。
☐	④	就労状況申告書	《就労が自営業等の場合》 <u>③の就労証明書における雇用形態が自営業主、自営業専従者、家族従業者、内職等の場合に③の就労証明書に添えて申告してください。</u> 本申告書を提出される際には、 <u>所得申告書の写し、もしくは開業届の写し等の書類</u> が添付資料として必要です。

☐	⑤	農業従事証明書	《農業従事中心者・民生委員児童委員の証明》 保育を必要とする事由が、農業従事の場合です。保護者のものがが必要です。
☐	⑥	母子手帳の写し	保育を必要とする事由が、妊娠出産による場合です。 ※ 氏名と出産予定日が記載されているページの写しを提出してください。
☐	⑦	在学証明書 (任意様式)	《在学する学校の証明》 保育を必要とする事由が、学校教育法または資格取得に係る学校在学による場合に提出してください。必要に応じて就学時間のわかる書類の提出を求めることがあります。
☐	⑧	障害者手帳等の写し	児童・保護者・親族が障害者手帳を所持している場合に提出してください。 ※ 保育を必要とする事由としての資料および保育園利用料減免算定資料となります。
☐	⑨	診断書	《医療機関の証明》 保育を必要とする事由が、疾病の場合に提出してください。 保護者のものがが必要です。
☐	⑩	就労予定申立書	保育を必要とする事由が、就職（求職）活動中の場合に提出してください。 保護者のものがが必要です。
☐	⑪	児童扶養手当証書の写し、 遺族年金証書の写し	ひとり親家庭の場合に提出してください。 ※ 保育を必要とする事由としての資料および保育料減免算定資料となります。 ※ 児童扶養手当の認定請求中の場合は、認定請求書の写しまたは離婚事項等が記載された戸籍抄本の写しを添付してください。 ※ 児童扶養手当が全部支給停止の場合は、支給停止通知書の写しを添付してください。
☐	⑫	保育を必要とする申立書	《民生委員児童委員の証明》 ③～⑪以外で保育を必要とする事由がある場合に提出してください。 保護者のものがが必要です。 ※ 親族の介護の場合は、介護保険証の写しを添付してください。

幼稚園

幼稚園の1日

8：30 ～ 9：00 預かり保育

開園時間 9：00

9：00 ～ 9：15 順次登園

9：00 ～ 12：00 身支度・健康観察・年齢や季節に応じた活動

12：00 ～ 13：00 給食準備・給食・後始末

13：00 ～ 13：30 好きな遊び

13：30 ～ 14：00 降園準備・帰りの会

14：00 順次降園

14：00 ～ 16：30 預かり保育

※ 月に1回程度 13：00降園あり

3 幼稚園を利用される方へ

○ 幼稚園とは

幼稚園は、義務教育およびその他の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設です。

○ 標準教育時間

4 時間（幼稚園教育要領による）

※ ただし、3 歳児の保育時間については、状況に応じて弾力的な降園時間となります。

○ 登園・降園

幼稚園バスあるいは、保護者の送迎にて登園、降園を行います。

○ 入園資格

豊郷町に居住している満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児です。

○ 学期制

1 学期 4 月 1 日 ～ 7 月 31 日

2 学期 8 月 1 日 ～ 12 月 31 日

3 学期 1 月 1 日 ～ 3 月 31 日

○ 休業日

※ 祝日（法律に規定する休日）・土曜日・日曜日

※ 振替休日（土・日曜日に行事を開催したときの振替）

※ その他の休日（台風、伝染病等が発生した場合）

※ 学年始休業日 4 月 1 日～4 月 8 日

※ 夏季休業日 7 月 21 日～8 月 27 日

※ 冬季休業日 12 月 24 日～1 月 6 日

※ 学年末休業日 3 月 25 日～3 月 31 日

○ 通園区域

※ 豊郷小学校区、日栄小学校区にお住まいの幼児が対象です。

○ 幼稚園保育料

※ 令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により徴収はありません。

○ 給食費

※ 主食費 0円

※ 副食費3,500円／月

※ ただし、以下に該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

・市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯

・市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満世帯の第3子以降

・小学校3年生以下の子どもから数えて第3子以降

◇ 支払方法

※ 支払いは、原則、口座振替にて支払っていただきますが、金融機関・コンビニエンスストア等にて支払うことも可能です。入園決定後、口座振替依頼書の提出により口座情報を登録します。書類提出の翌月から振替口座の登録を行います。振替日は、毎月月末です。ただし、月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。

- 給食費以外の実費徴収（変更がある場合があります。）
 - ※ P T A会費 月額 200円 ※ 教材費 月額 500円
 - ※ 帽子 960円
 - ※ 体操服（上：1,720円 下：1,490円） ※ スモック（遊び着） 2,470円
 - ※ 卒園アルバム代（5歳児のみ） 月額1,100円（12か月）

4 幼稚園の紹介

豊郷幼稚園

所在地 〒529-1169 滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑545番地

連絡先 TEL 0749-35-8132 FAX 0749-35-0580

定数 170人（5歳児 60人、4歳児 60人、3歳児 50人）

制服 体操服上下、スモック

5 幼稚園預かり保育事業について

- 預かり保育とは

預かり保育は、幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間において、安心して子育てができる環境の実現と、保護者の子育て支援のため、在園児を対象とし、保育を必要とする認定(新2号認定)のもと、幼稚園にて保育を実施する事業です。

預かり保育を希望する場合は、毎年度申込をする必要があります。
- 実施時期

3歳児	令和8年5月7日（木）～ 令和9年3月24日（水）
4・5歳児	令和8年4月9日（木）～ 令和9年3月24日（水）
- 対象

豊郷幼稚園に在園し、保育を必要とする認定（新2号認定）を受けている子ども
- 定員

20名 定員を超える申し込みがあった場合は、申込世帯の保育を必要とする状況や就労時間等により利用調整を行います。
- 実施時間
 - ① 平日 8:30 ～ 9:00 および 14:00 ～ 16:30
 - ② 長期休業 8:30 ～ 16:30（夏季、冬季、年度末休業）

※長期休業期間中の土、日、祝日は除きます。

 - 気象条件、感染症等により幼稚園が休業となる場合や園長の指定する日（園行事や研修日等）は実施しません。
 - 預かり保育を利用できる時間は、町の承諾書に記載される時間のみとなります。

※保護者の申込内容に応じて決定
- 預かり保育利用料等

※保育利用料は無料です。※おやつ持参、給食がない日は弁当持参となります。

※教材費等、必要に応じ別途費用徴収があります。
- 預かり保育を(1ヵ月でも)利用する子どもは、送迎バスの利用ができません。

○ 申込方法

◇ 幼稚園預かり保育事業申請書

◇ 保育を必要とされていることを証明する書類(※新2号認定を認める書類)

◆ 上記の書類をそろえて、教育委員会事務局もしくは豊郷幼稚園に提出ください。

○申込期間 令和7年10月14日(火) ～ 令和7年11月14日(金) 厳守

※平日、執務時間および開園時間内

○ 新2号認定および保育必要書類について

新2号認定とは、次の1～7の理由で保育を必要とされている場合によります。

それぞれの保育必要事由を証明する書類は次のとおりです。

保育必要事由	証明書類	備考
1. 就労	就労証明書 ※自営業の場合 ＋就労状況申告書 ＋開業届の写し or 直近の所得申告書の写し	1ヶ月あたりの就労時間が 60時間以上
2. 妊娠・出産 概ね出産1ヶ月前 概ね出産後2ヶ月後	母子手帳の写し	表紙と出産予定日の記載の あるページの写し
3. 保護者の疾病 または障がい	(疾病)診断書等の写し (障がい)保護者の障害者手 帳等の写し	
4. 介護、看護 主に同居親族の常時介護、 看護	保育を必要とする申立書	親族介護の場合は、介護保 険証の写し
5. 災害復旧	保育を必要とする申立書	
6. 求職活動	就労予定申立書	第三者機関に求職活動を証 明していただく必要あり
7. 就学	在学証明書 (任意様式)	就学時間のわかる書類

※預かり保育の開始終了時間内での保育に限ります。お迎えの時間に遅れないようにして
ください。 終了時間までにお迎えに来ていただけない場合、預かり保育を利用できません。

※保育利用開始後において、保育を必要とする事由の変更があった場合は届出が必要です。

※認定後、保育必要事由の虚偽・消失が明らかな場合は、預かり保育の利用を停止します。

保 育 所

保育所の1日

愛里保育園

乳児、1・2歳児

7:30 早朝保育(保育標準時間)
8:30 登園、健康観察
9:00 あそび
11:30 給食
12:30 お昼寝
15:00 おやつ
16:30 順次降園
18:30 合同保育(保育標準時間)(終了)

幼児(3歳以上)

7:30 早朝保育(保育標準時間)
8:30 登園、健康観察
9:00 自主的・主体的活動
11:30 給食
13:00 あそび(3歳児お昼寝)
15:00 おやつ
16:30 順次降園
18:30 合同保育(保育標準時間)(終了)

崇徳保育園

乳児、1・2歳児

7:00 延長保育
7:30 早朝保育(保育標準時間)
8:30 登園、健康観察
9:00 あそび
11:00 給食
12:30 お昼寝
15:00 おやつ
16:30 順次降園
18:30 合同保育(保育標準時間)
19:00 延長保育(終了)

幼児(3歳以上)

7:00 延長保育
7:30 早朝保育(保育標準時間)
8:30 登園、健康観察
9:00 自主的・主体的活動
11:30 給食
12:30 あそび(3歳児お昼寝)
15:00 おやつ
16:30 順次降園
18:30 合同保育(保育標準時間)
19:00 延長保育(終了)

6 保育所を利用される方へ

○ 保育所とは

保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とした施設です。（児童福祉法第39条）また、保育所における環境を通して、養護および教育を一体的に行うことを特性としています。

○ ならし保育について

新たに保育所へ入所した際は、児童の生活環境が大きく変化するため、入所当初は短時間での保育等を実施し、環境に慣れていただく期間を設けています。そのため、当初は、早い時間でのお迎えをお願いしていますので、職場等の調整をお願いします。ならし保育の期間は、児童の状態や園により異なりますが、入所後1週間から20日程度となります。職場等の都合により、ならし保育の実施が難しい場合は、事前に各保育所へご相談ください。

○ 住所・家族構成・就労先等の変更について

※ 児童と保護者（申込者）は、豊郷町に住所を有することが必要です（年度内転入見込可）。

※ 入所申込をされたときの状況に変化が生じた場合は、速やかに保育所または教育委員会事務局総務課・学校教育課までお申し出ください。必要に応じて変更届や証明書等の提出をお願いすることがあります。

例1) 就労予定で入所された場合→就労先決定後、就労証明書の提出が必要です。

例2) 豊郷町内に住所を有しなくなった場合は、属する月の末日において、退所届が必要です。継続して同一保育所に入所を希望される場合は、新たな住所地での手続きが必要となります。

○ 保育時間、休園日について

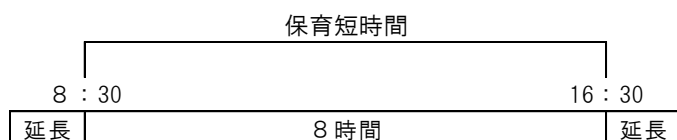
※ 保育(短)時間とは、8時間の範囲内の保育時間です。8：30～16：30

※ 保育(標準)時間とは、11時間の範囲内の保育時間です。7：30～18：30

※ 延長保育時間とは、保育(短)時間または保育(標準)時間を超えて保育する時間です。

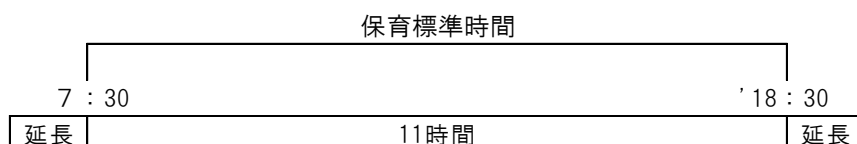
(例)

保育(短)時間の場合



保育(標準)時間の場合

※崇徳保育園と愛里保育園で保育時間が異なりますので、ご注意ください。



利用できる時間は、保育所によって異なりますので、保育所一覧をご覧ください、延長保育を希望される場合は、各保育所へご相談ください。

○ 休園日

日曜日、国民の祝日、休日および年末年始（12/29～1/3）としています。また、台風等により特別警報または警報が発令された場合や伝染病等が発生した場合は、自宅待機または登園自粛とすることがあります。

○ 保育所保育料について

※ 3歳児クラスから5歳児クラスのすべての児童および0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童に限り、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により徴収はありません。

※ 0歳児クラスから2歳児クラスの住民税課税世帯の保育料は14頁の基準額を参照ください。

○ 実費徴収（変更がある場合があります。）

【愛里保育園】

※ 保護者会費 1,200円／年

※ 新学期用品 園あて確認願います。

※ 帽子代 960円

※ 副食費 4,500円

【崇徳保育園】

※ 帽子代 960円

※ 副食費 4,500円

※ 3歳児クラス以上は白ごはん持参

○ 両園ともに副食費を徴収するのは、3歳児クラス以上のみとなります。

ただし、以下に該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

- ・市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯（ひとり親家庭等は77,101円未満）
- ・市町村民税所得割課税額57,700円以上97,000円未満世帯の第3子以降
- ・市町村民税所得割課税額97,000円以上の小学校就学前の子どもから数えて第3子以降

○ 崇徳保育園は、以下のとおり延長保育利用料が必要となります。

- ・保育短時間利用の場合：7:00～8:30、16:30～19:00 30分毎に300円
- ・保育標準時間利用の場合：7:00～7:30、18:30～19:00 各300円

◇ 減免

※ 家庭の事情により、1日も登園しなかった場合であっても、当該月の1日時点に入所児童であれば1か月分の保育料を納付する必要があります。なお、20日以上登園しなかった場合は、教育委員会事務局総務課・学校教育課までご連絡ください。

※ 同一世帯で、第2子および第3子が保育所に通園しているときは、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。（2歳児クラス以下に限る。）

◇ 保育料および副食費の支払方法

※ 保育料および副食費の支払いは、口座振替にて支払っていただきますが、金融機関・コンビニエンスストア等にて支払うことも可能です。入所決定後、口座振替依頼書の提出により口座情報を登録します。書類提出の翌月から振替口座の登録を行います。振替日は、毎月月末です。ただし、月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。

7 保育所保育料徴収金基準額表

令和8年度の保育所保育料は、下記のとおりとなる予定です。

ただし、国の予算編成過程において新たに金額が示された場合は、変更となる場合があります。

(年齢基準日：4月1日)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）						単位：円
階層区分	定義		3歳児未満		3歳児		4歳以上児		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、市町村民税所得割非課税世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	(	0	0	00	
第3階層		市町村民税均等割のみ	12,000 (5,500)	11,800 (5,400)	(	0	0	00	
第4階層	第1階層から第3階層までを除き、当該年度の4月から8月分までの保育料の算定に当たっては、前年度分の市町村民税所得割額、当該年度9月分から3月分までの保育料に当たっては、当該年度分の市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 24,300円未満	16,000 (7,000)	15,800 (6,900)	(	0	0	00	
第5階層		24,300円以上 48,600円未満	19,000 (8,500)	18,700 (8,350)	(	0	0	00	
第6階層		48,600円以上 60,700円未満	21,000 (9,000)	20,700 (9,000)	(	0	0	00	
第7階層		60,700円以上 72,800円未満	23,000 (9,000)	22,600 (9,000)	2	0	0	00	
第8階層		72,800円以上 77,101円未満	26,000 (9,000)	25,600 (9,000)	2	0	0	00	
		77,101円以上 84,900円未満	26,000	25,600	2	0	0	00	
第9階層		84,900円以上 97,000円未満	29,000	28,600	2	0	0	00	
第10階層		97,000円以上 133,000円未満	36,000	35,500	2	0	0	00	
第11階層		133,000円以上 169,000円未満	43,000	42,500	3	0	0	00	
第12階層		169,000円以上 235,000円未満	50,000	49,400	3	0	0	00	
第13階層		235,000円以上 301,000円未満	57,000	56,400	3	0	0	00	
第14階層		301,000円以上 397,000円未満	64,000	63,000	3	0	0	00	
第15階層		397,000円以上	71,000	69,800	38	0	0	00	

無償化

無償化

※ ひとり親家庭等については、かっこ書きの金額となります。

※ 所得割課税額が57,700円未満の場合、多子計算に関する年齢制限はありません。

- ※ ひとり親家庭等で、所得割課税額が77,101円未満の場合は、第2子以降が無料となります。
- ※ 所得割課税額が57,700円以上97,000円未満の世帯は、保育所を利用している子どもが第3子以降の場合は、無料となります。
- ※ 2歳児クラスの児童が年度途中に3歳を迎えても当該年度は無償化の対象とならないため年度内の保育料は、3歳児未満の基準額を徴収します。

8 町内の保育所一覧

施設名	公立 私立	所在地 電話番号	定員	受入体制	曜日	保育時間	
						短時間	標準時間
崇徳保育園	私立	三ツ池45番地 0749-35-3770	80人	6か月から	月～金	8:30～ 16:30	7:30～ 18:30
					土	8:30～ 16:30	8:30～ 17:15
愛里保育園	公立	吉田1454番地 0749-35-3600	80人	離乳食終了後	月～金	8:30～ 16:30	7:30～ 18:30
					土	8:30～ 12:00	8:00～ 12:00

※土曜保育の離乳食対応は出来ませんのでご了承ください。

※崇徳保育園は土曜保育を希望される場合、お弁当が必要です。

※崇徳保育園の土曜保育は、0・1歳児の受け入れを行っておりません。

○●保育料および副食費の徴収について●○

保育料を期限内に納付されている方とされていない方との受益者負担の公平性を確保するため、滞納されている場合に限り、児童手当法第22条の規定に基づき児童手当から特別徴収します。この徴収は、受給者の意思によらず、町の判断により実施することとなりますので、あらかじめご承知ください。（現年度分に限る。）

なお、保育料（過年度分を含む。）や副食費を滞納されますと保育所の入所審査に影響がありますので、ご注意ください。

また、副食費および過年度保育料についても児童手当から徴収できますので、その際は申し出ていただきますようお願いします。

継続して滞納された場合、法的措置等を講じることもあります。

保育所における保育サービスの提供を下支えする基本ともいえる保育料および児童の健やかな成長に寄与し、健全な食生活が送れるようにするための副食費について、期限内納付にご協力をお願いします。